

生 衛 第 7 6 8 号
平成 1 9 年 1 月 1 9 日

地域振興局健康福祉（環境）部長 様

生活衛生課長

食品営業における自主衛生管理の推進について

今月、株式会社 不二家 において消費期限切れの原材料を使用して菓子を製造・販売していた等の問題が発覚し、当該メーカーのみならず食品業界全体に対し消費者の信頼を大きく損なう事態に発展しています。

つきましては、消費者から信頼される自主衛生管理を推進するため、今後の監視指導においては、下記事項について特段の配慮をお願いします。

なお、社団法人 新潟県食品衛生協会に対し、別紙のとおり通知しています。

記

1 配慮すべき事項

- (1) 衛生管理に係る記録の作成について、積極的に指導助言願います。
（「食品衛生管理記録簿」等の活用促進の啓発）
- (2) この問題の影響を受け、食品営業者から相談が寄せられることが予想されますが、その際は十分に対応願います。

2 その他

消費者の信頼を損なう行為を確認した場合は、随時、その詳細及び改善指導状況を報告願います。

【消費者の信頼を損なう行為の例】

- ア 消費期限が切れた原材料を使用して製品を製造している。
- イ 消費期限が切れた刺身等を表示し直して延長販売している。

生活衛生課食の安全・安心推進係 山内 電話 025-280-5205 FAX 025-284-6757
--



生 衛 第 7 6 8 号
平成 1 9 年 1 月 1 9 日

社団法人 新潟県食品衛生協会会長 様

新潟県福祉保健部生活衛生課長

食品営業における自主衛生管理の推進について

日ごろ、当県の食品安全行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
今月、株式会社 不二家 において、食品等事業者の責務（注①）に反し消費期限切れの原材料を使用して菓子を製造・販売していた等の問題が発覚し、当該メーカーのみならず食品業界全体に対し消費者の信頼を大きく損なう事態に発展しています。

つきましては、貴会員に対し、消費者から信頼される自主衛生管理がなされるよう下記事項を周知願います。

記

1 周知いただきたい事項

- (1) 食品営業に従事する者として必要な衛生知識と倫理の向上を図るため、従事者の衛生教育を積極的に実施すること。
- (2) 衛生管理に係る記録を作成し、保存するよう努めること。
(貴協会発行の「食品衛生管理記録簿」等を活用願います。)

2 参考資料

別紙「(株) 不二家における問題点の整理」

注①) 食品等事業者の責務

食品衛生法第3条第1項では、食品等事業者は自らの責任で食品の安全性を確保するための措置を講ずるよう努めなければならないと定められています。

生活衛生課食の安全・安心推進係 山内 電話 025-280-5205 FAX 025-284-6757
--

(株) 不二家の件で問題視されている事項の整理

	問題視されている事項	なぜ問題なのか
1	消費（賞味）期限切れ原材料を使用して製品を製造・出荷した。	消費期限が過ぎた原材料は品質劣化により安全性を欠いている恐れがある。
2	自社基準（細菌数）を逸脱した製品を出荷した。	安全管理のために自ら基準を定めておきながら、それが守られていないため、企業倫理に懸念がある。
3	工場内で1ヶ月に50匹のねずみが捕獲された	ねずみにより食品や器具等が病原微生物等により汚染を受ける恐れがある。
4	食の安全に反する行為が工場ぐるみで容認されており、経営陣による改善指示後も直りきらなかった	安全管理を軽視している組織であるため、製品の安全性に懸念がある。
5	問題把握後すぐに公表しなかった。	一般的には「隠蔽した」と理解され、さらに信頼を損なう。

※ いずれの事項も消費者の信頼を大きく損なうものです。